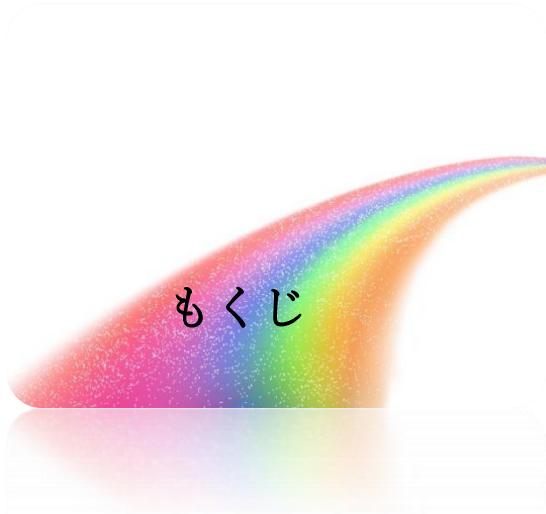


奈良市
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
の手引き



奈良市

令和5年9月



1. はじめに
2. 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは
3. 宣誓することができる方
4. 宣誓の流れ
5. 宣誓に必要な書類
6. 証明書等記載事項の変更
7. 証明書等の再交付
8. 証明書等の返還
9. 子の氏名の削除
10. よくあるご質問 Q&A



1. はじめに

奈良市では、ソジー（SOGIE：性的指向や性自認、どのような性表現をするのか）に関わらず、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う人権文化の根付いた明るくふれあいのあるまちづくりを目指しています。「ソジー（SOGIE）」は特定の人を指す言葉ではなく、すべての人の性的指向（どんな性別を好きになるか）、性自認（自分はどんな性別だと思っているか）、性表現（どんな性別の服装、髪形を望んでいるか、自分を何と呼ぶかななど）を表す言葉です。この制度の導入によって、誰もが人生のパートナーとして、家族として安心して生活ができる社会の実現に向けて、市がその意思に寄り添い、生きづらさを軽減し、性的指向や性自認に対する差別解消を図り、多様性に対する社会的理解を促進することで共生社会の実現に努めてまいります。



2. 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

性別等にかかわりなく お互いを人生のパートナーとして 日常生活において協力し合うことを約束したお二人が パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。

また、お二人にお子さんがいる場合、 あわせてファミリーシップも宣誓できます。

宣誓等によって法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありませんが、この取組の主旨について市民や事業者の理解が広がるよう啓発活動に取り組んでいます。



パートナーシップの宣誓

パートナーシップにある者同士が、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。



ファミリーシップの宣誓

パートナーシップにある者同士が、未成年の子の養育について、相互に協力し、家族として豊かな愛情をもってその子を養育することを誓うことをいう。



3. 宣誓することができる方

▶パートナーシップを宣誓される方

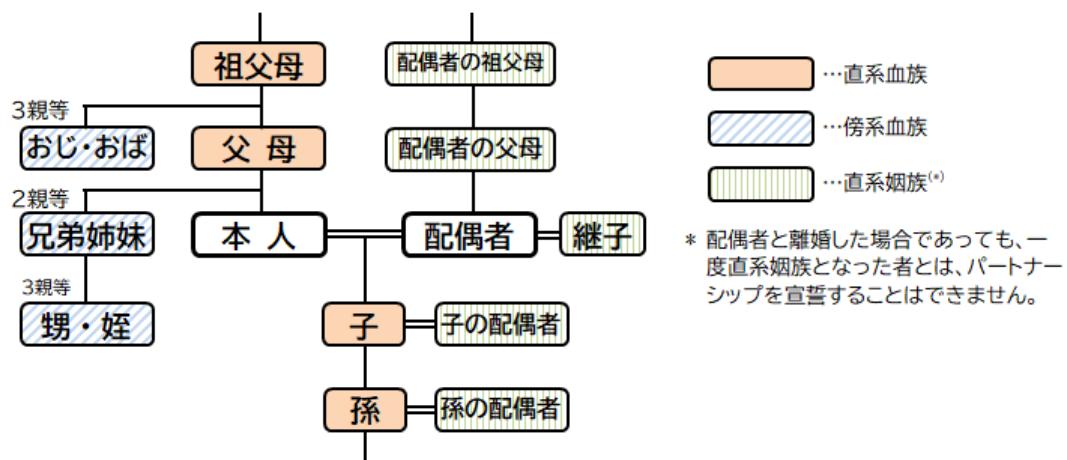
互いをその人生のパートナーとして、日常の生活において協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人で、次の要件をすべて満たす必要があります。

1. 双方が宣誓を行う当日において民法上の成人であること。
2. 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ・ 双方が市内に住所を有していること。
 - ・ 一方が市内に住所を有し、かつ、他的一方が3ヶ月以内に市内への転入を予定していること。
 - ・ 双方が3ヶ月以内に市内への転入を予定していること。
3. 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
4. 他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係ないこと。
5. 宣誓をしようとする者同士が近親者（民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない関係をいう。）でないこと。
(ただし、養子縁組をしたことにより近親者となった者は除く。)。

▶ファミリーシップを宣誓される方

パートナーシップにある者の方又は双方の子と同居しており、生計が同一であること。

パートナーシップを宣誓することができない近親者





4. 宣誓の流れ

【1】 宣誓日の事前予約

宣誓を希望する日の7日開庁日前までに事前予約をお願いします。



予約先

奈良市 市民部 共生社会推進課

《メール》 kyoseishakai@city.nara.lg.jp

《FAX》 0742-34-5304

《電話》 0742-34-4733 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

事前予約では次のことをお伝えください。

- ① 宣誓されるお二人の氏名
- ② 宣誓希望日時
月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時
※災害その他やむを得ない事情により予約後に日時を変更いただく場合
があります。
- ③ 日中連絡が取れる電話番号またはメールアドレス

受付日以降の開庁日の午前8時30分～午後5時までに共生社会推進課から折り返し
ご連絡いたします。



【2】パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓



- ・予約した日時に、共生社会推進課（市役所北棟4階）に宣誓されるお二人でお越しください。代筆（宣誓者以外の方）を希望される場合は、代筆者の方も一緒に越しください。
- ・必要書類を提出してください。
- ・本人確認及び必要書類の確認を行います。なお、書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただく場合があります。
- ・15歳以上の未成年の子のファミリーシップの宣誓をする場合については、お子様もお越しください。

※様式は、ホームページからダウンロードできます。

必要書類等

- ・奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第1号様式）
- ・パートナーシップの宣誓に関する確認書（第2号様式）
- ・世帯全員の住民票の写し（続柄を記載したもの）

※発行から3ヶ月以内のもの。同一世帯の場合は、1通で可

　　転入を予定している方…その事実が確認できる書類（9ページをご参照ください。）

- ・独身証明書または戸籍全部事項証明

※外国人の方は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）

※発行から3ヶ月以内のもの。

- ・ファミリーシップの宣誓を行う場合は、ファミリーシップの対象者であることを証明する書類及び生計が同一であることがわかる書類
- ・本人確認書類



必要書類については、あらかじめご記入したものをご提出いただいてもかまいませんが、
氏名欄は、職員の面前で自署をお願いいたします。

自署が難しい場合は、代筆が可能です。



問い合わせ・各種手続受付窓口

奈良市 市民部 共生社会推進課 （市役所北棟4階）

《住所》 奈良市二条大路南一丁目1-1

《電話》 0742-34-4733

《メール》 kyoseishakai@city.nara.lg.jp

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時



【3】内容確認・審査

- ▶ご提出時に本人確認をさせていただきます。
- ▶提出書類はその場で受付してお預かりし、必要となる要件が満たされているか確認します。
- ▶内容確認・審査には1週間程度お時間がかかります。



【4】証明書及び証明カードの交付

宣誓を行ったお二人またはご家族に「パートナーシップ証明書」または「ファミリーシップ証明書」と「パートナーシップ証明カード」または「ファミリーシップ証明カード」に宣誓書及び確認書の写しを添えて交付します。

※交付は宣誓者のどちらかお一人の来庁でも可能です。

※交付の際に本人確認を行いますので、本人確認書類をご持参ください。

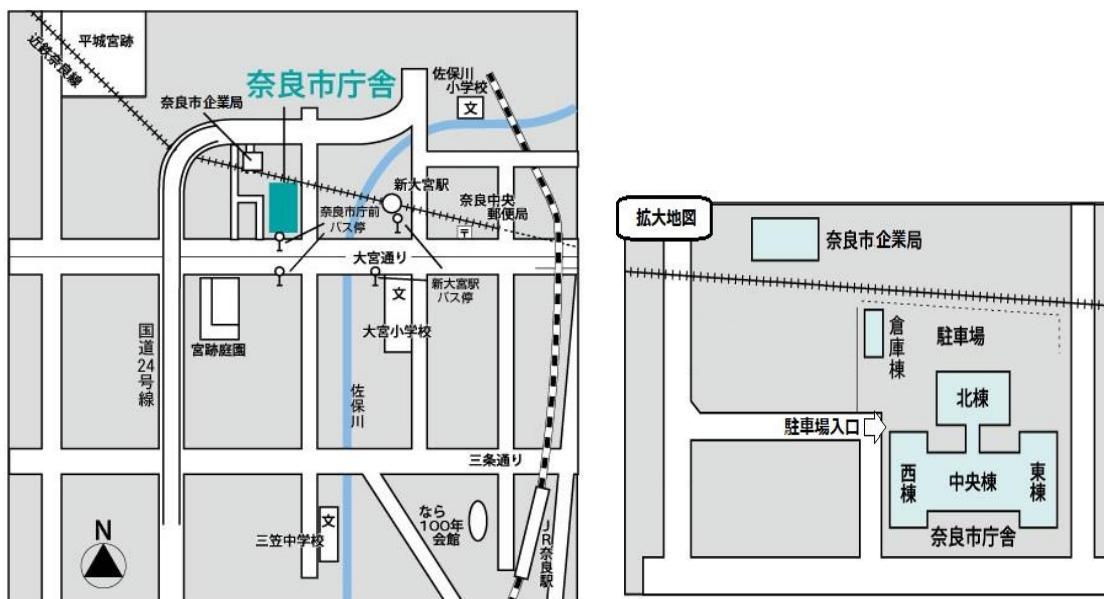


受取窓口

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所北棟4F

奈良市市民部 共生社会推進課



宣誓登録番号 _____ 第 _____ 号

宣誓登録番号 _____ 第 _____ 号

奈良市パートナーシップ証明書

奈良市ファミリーシップ証明書

様 様
宣誓日 年 月 日

様 様
ファミリーシップ対象者氏名
宣誓日 年 月 日

ここにお二人が、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、

奈良市は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認めあう人権文化の根付いた明るくふれあいのあるまちづくりを目指しています。

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

これから的人生を互いに支え合い歩まれるお二人のご多幸を祈念いたします。

奈良市は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認めあう人権文化の根付いた明るくふれあいのあるまちづくりを目指しています。

これから的人生を支え合い歩まれるご家族のご多幸を祈念いたします。

これから的人生を支え合い歩まれるご多幸を祈念いたします。

年 月 日

年 月 日

奈良市長

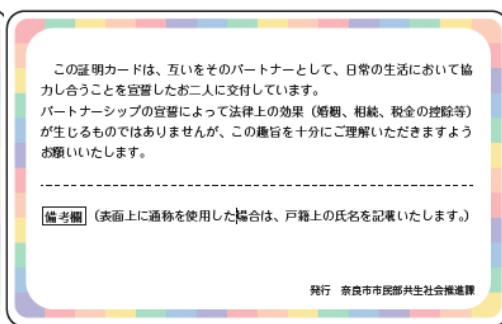
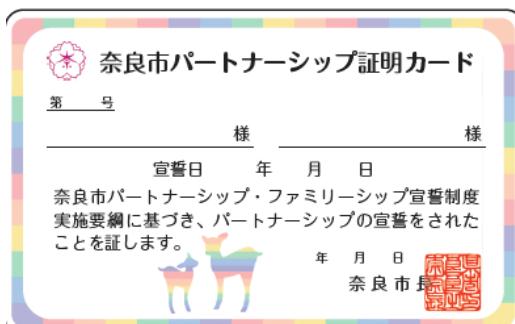
仲川 せん

奈良市長

仲川 せん

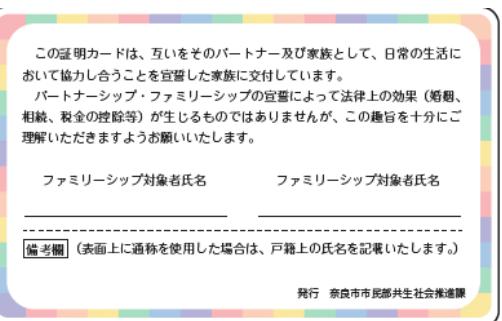
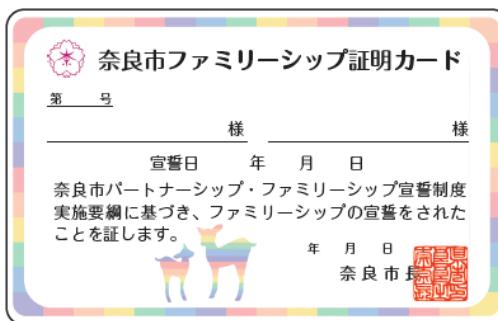
(パートナーシップ証明書)

(ファミリーシップ証明書)



(パートナーシップ証明カード)

(裏面)



(ファミリーシップ証明カード)

(裏面)



5. 宣誓に必要な書類

【1】奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

- ・宣誓書の用紙は奈良市共生社会推進課（奈良市役所北棟4階）にご用意しています。
また、奈良市ホームページからもダウンロードすることができます。
- ・戸籍上の氏名だけではなく、通称を使用して宣誓することもできます。
ただし、社会生活の中で日常的に使用しているものに限ります。

【2】パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する確認書

- ・確認書の用紙は奈良市共生社会推進課（奈良市役所北棟4階）にご用意しています。
また、奈良市ホームページからもダウンロードすることができます。

【3】市内に住所があること等が確認できる書類（3か月以内に発行されたもの）

▶世帯全員の住民票の写し（続柄の記載が必要）

«転入予定の方»

- ・転入前の自治体で発行された転出証明書の写し、賃貸契約書の写し等転入予定日及び転入予定住所がわかる書類を提出してください。
※事情により、上記の書類が揃わない場合は、ご相談ください。
- ・奈良市へ転入されましたら、住民票の写し等を提出してください。



【4】婚姻をしていないことが確認できる書類（3か月以内に発行されたもの）

- ▶独身証明書または戸籍全部事項証明（戸籍謄本）
- ▶外国籍の方は、大使館等が発行する独身証明書や婚姻具備証明書
※日本語訳を添付してください。

【5】日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類

宣誓の際に戸籍上の氏名ではなく、通称名の使用を希望される方は、社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に確認できる（通称名が記載されたもの）書類を提出してください。

通称名が確認できる書類（例）

各種郵便物、ハガキ、宅配便伝票、病院の診察券、各種会員証、電気・ガス・水道の検針票や請求書、社員証、学生証、各種名簿、健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保健の被保険者の被保険証（戸籍名裏書）など

※その他のものについてはご相談ください。

【6】本人確認書類

顔写真付きのものは1点、顔写真無しのものは2点提示してください。

1点提示（顔写真付き）

- ・運転免許証
- ・個人番号（マイナンバー）カード
- ・旅券（パスポート）
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード
- ・その他、官公署が発行したものなど

2点提示（顔写真無し）

- ・国民健康保険被保険者証
- ・健康保険・船員保険・介護保険の被保険者証
- ・共済組合員証
- ・国民年金手帳・年金証書
- ・その他、官公署が発行したものなど



6. 証明書等記載事項の変更

宣誓書に記載した内容に変更があったときは、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等記載事項変更届を提出してください。変更後の証明書を交付します。

▶変更の内容

- ① 氏名や通称名、住所を変更したとき
- ② ファミリーシップ対象者の追加または削除があったとき

▶提出書類

- ① 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等記載事項変更届（第7号様式）
- ② 変更 内容のわかるもの
 - ・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
 - ・住民票の写し
 - ・日常生活で通称名を使用していることがわかるもの など
- ③ 交付済みの証明書等

▶必要書類

本人確認書類（10 ページ中段「[【6】本人確認書類](#)」をご参照ください。）



7. 証明書等の再交付

証明書等を紛失、毀損、汚損などしたときは、再交付の申請ができます。

▶提出書類

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等再交付申請書（第8号様式）



▶必要書類

本人確認書類（10 本ページ中段「[【6】本人確認書類](#)」をご参照ください。）



8. 証明書等の返還

次の場合は、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届を提出し、証明書等を返還してください。



▶証明書等の返還が必要なとき

- ① パートナーシップ・ファミリーシップが解消されたとき
- ② 宣誓者の一方が死亡されたとき
- ③ 宣誓者が双方ともに市外へ転出した場合

※自治体間での協定を締結している市町村への転出の際は、継続の申請をすることで証明等を継続して使用できます。

- ④ ファミリーシップを形成する子が成年に達したとき

※パートナーシップは継続します

▶提出書類

- ① 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届（第9号様式）
- ② 交付済みの証明書等

▶必要書類

本人確認書類（10 ページ中段「[【6】本人確認書類](#)」をご参照ください。）



9. 子の氏名の削除

15歳に達したファミリーシップの対象者は、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書を提出し、証明書等から氏名の削除できます。

▶子の氏名の削除

15歳に達した日以降に申立をしたとき

▶提出書類

- ① 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（第10号様式）
- ② 交付済みの証明書等

▶必要書類

本人確認書類（10ページ中段「【6】本人確認書類」をご参照ください。）

※提出書類において、公簿等により事実が確認できる場合は、省略することができる場合があります。

よくあるご質問



10. よくあるご質問

Q&A

Q1 婚姻制度とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度はどのような違いがありますか。

A 結婚は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方、本制度は、市の内部規定である要綱に基づいて行うもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。（※宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。）

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

A 奈良市では、お二人のパートナー関係や家族としての関係を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止めるとともに、性的マイノリティの方々への社会的理解が広がり、生きづらさの解消や改善につながっていくことを期待して導入するものです。

Q3 パートナーシップの宣誓をするメリットは何ですか。

- A 配偶者と同様に市営住宅に入居が可能となるなどの行政サービスが受けられます。また、民間サービスでは携帯電話の家族割、旅行会社のマイレージの共有、共同名義の住宅ローン、生命保険の受取人、職場の福利厚生制度が使えるなど配偶者と同様の待遇を受けられる場合があります。制度の理解や周知を進めることで、民間サービスへのさらなる波及効果が期待されます。

Q4 奈良市民でないと宣誓はできませんか。

- A 一方が市内に住んでいて、もう一方が宣誓の日から3ヶ月以内に市内へ転入する予定の場合や、お二人が宣誓の日から3ヶ月以内に市内へ転入を予定している場合は宣誓することができます。

Q5 パートナーシップの宣誓は、戸籍上の性別が同一でないとできないのですか。

- A 戸籍上の性別が異性となるカップルであっても、性的指向や性自認を理由に法律婚を選択しない、望まない方々もいると考えられます。そのような方々についても本制度が利用できるよう、奈良市では戸籍上の性別は限定しない取扱いとしています。

Q6 同居していないと宣誓できませんか。

- A パートナーシップの宣誓は、必ずしも同居している必要はありません。ただし、互いをそのままのパートナーとして、日常の生活において、互いが協力し合う関係であることが必要です。
ファミリーシップの宣誓は、未成年の子がパートナーシップの宣誓をした一方又は双方と同居している必要があります。

Q7 養子縁組をしていても、パートナーシップの宣誓はできますか。

- A お二人が近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く）でなければ、パートナーシップの宣誓が可能です。

Q8 宣誓は二人で行かないとだめですか。

- A 本人確認とお二人の意思を確認させていただきますので、必ずお二人でお越しください。
ファミリーシップの宣誓をされる場合で、未成年の子が15歳以上の場合は、その対象となる子も一緒にお越しください。

Q9 郵送でのパートナーシップ宣誓はできますか。

A 郵送での宣誓は行っておりません。

Q10 宣誓に費用はかかりますか。

A 宣誓や証明書等の発行に費用はかかりません。ただし、宣誓時に添付する必要書類によっては取得に費用が発生するものがあり、その場合は自己負担となります。

Q11 証明書等は当日交付されますか。

A 審査の為、交付まで一週間ほどお時間をいただきます。

Q12 宣誓の際、通称名を使用できますか。

A 通称名を使用して宣誓をしていただくことができます。通称名で宣誓を希望される場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類をご提示ください。本制度における証明書等に記載する通称名は、他の行政手続きにおける通称名使用を認めたり、民間サービスにおいて通称名使用することを保証したりするものではありません。

Q13 なりすましや偽造（悪用）は大丈夫でしょうか。

A 宣誓を受ける際、独身であることを証明する書類の提出と、本人確認書類の提示をいただき、なりすましなどを防止します。

Q14 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

A 結婚に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約等を結ぶ方法がありますが、手続きには費用が発生します。詳しくはお近くの公証役場へお問い合わせください。

Q15 奈良市外に転出する場合、証明書等を返還する必要がありますか。

A 奈良市外へ転出する場合は、宣誓できる人の要件に該当しないため返還届を提出していただくとともに証明書を返還していただきます。ただし、一方が転勤、家族の看護その他やむを得ない理由により市内に居住することが困難となり、一時的に市外へ住所を異動する場合を除きます。

また、パートナーシップ宣誓制度について奈良市と連携協定を結んでいる自治体に転出する場合は、当該自治体で手続きを行うことにより継続して使用することができます。

